



🔍 #交通空白解消へ

# 「交通空白」解消に向けた取組状況

令和8年3月6日

国土交通省総合政策局地域交通課

荒川 丈裕



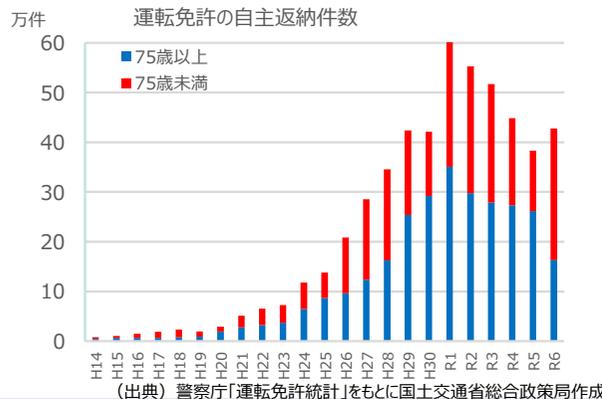
# 地域交通を取り巻く現状

- 人口減少・高齢化とともに、**バス・タクシードライバーの減少**が進み、**公共交通の担い手不足による供給制約**が強まっている。
- 一方、**免許返納した高齢者をはじめ移動手段の確保に対する不安が高まっている**ほか、医療・福祉・教育等生活に不可欠な分野のサービスの持続性確保のため、**病院・学校等の統合・集約や、部活動の地域展開が急速に進展し、移動需要は増大**。
- 地方では、商圈の縮小による小売店（スーパー、商店街）が減少し、**「生活の足」の確保が課題**。  
⇒移動手段を確保して地域の暮らしを安定させるため、**交通とこれら分野の連携の一層の強化**が急務。

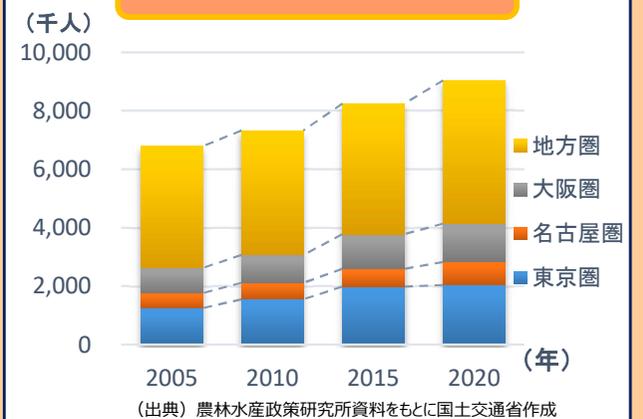
### バス運転者数の推移



### 運転免許返納数の推移



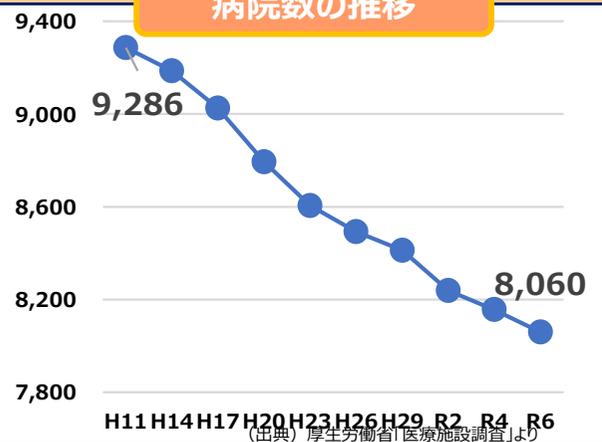
### 食品アクセス困難人口



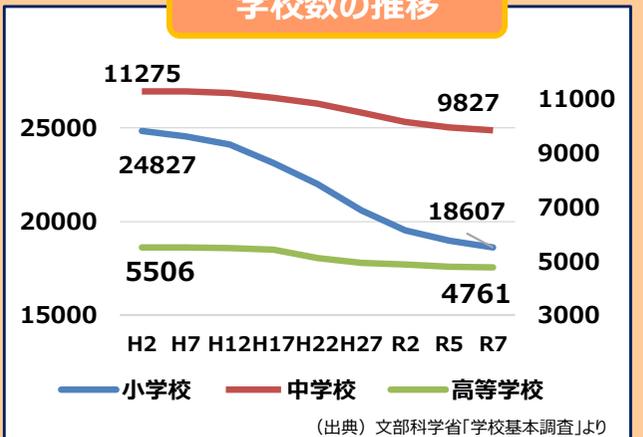
### 路線バスの廃止状況



### 病院数の推移



### 学校数の推移



## リストアップ調査結果 (R7.4.30集計)

回答自治体数：1,603 (回答率92%)

※回収した調査票のうち、有効回答を集計

	地区数 (自治体数)	居住人口 / 全人口 (%)	面積 / 国土面積 (%)
「交通空白」地区	2,057 (717自治体)	14,077 千人 (12.5%)	94,212 km <sup>2</sup> (26.7%)
未然防止が必要な地区 (要モニタリング地区)	1,632 (514自治体)	8,069 千人 (7.1%)	50,947 km <sup>2</sup> (14.5%)
計	3,689 (1095自治体)	22,146 千人 (19.6%)	145,159 km <sup>2</sup> (41.2%)

## 「交通空白」地区の対応状況

対策を**実施中**の地区

**548**

地域公共交通計画への位置づけ

位置づけ済：414 位置づけなし：134

対策を**準備中**の地区

**854**

- 速やかに対応 351
- 集中対策期間に対応 471
- 対応時期未定 32

地域公共交通計画への位置づけ

位置づけ済：475 位置づけなし：379

対策を**検討中**の地区

**655**

- 速やかに対応 200
- 集中対策期間に対応 455

地域公共交通計画への位置づけ

位置づけ済：349 位置づけなし：306



上記のほか、**未然防止が必要な地区 (要モニタリング地区) : 1,632 地区**

地域公共交通計画への位置づけ 位置づけ済：483 位置づけなし：1,149

## 自治体が必要としている支援策

「交通空白」の解消にあたり、自治体が必要としている支援策を調査票により集計

- |                    |              |                       |              |
|--------------------|--------------|-----------------------|--------------|
| ・予算面の支援            | <b>74.0%</b> | ・体制の構築 (広域調整・担い手づくり等) | <b>38.6%</b> |
| ・制度に係る情報や知見の提供     | <b>51.8%</b> | ・民間の技術・サービスに係る情報      | 32.3%        |
| ・担当者のマンパワー不足に対する支援 | <b>40.3%</b> | ・事業者との調整にあたっての橋渡し     | 25.7%        |

## リストアップ調査結果 (R7.4.30集計)

- 対象：主要交通結節点**1,028地点** (新幹線・特急停車駅・観光客利用の多い駅、空港、クルーズ港など)
- 調査先：地方自治体、観光協会、DMO(観光地域づくり法人)、各都道府県タクシー・ハイヤー協会

### 「交通空白」の状況

<内訳>

「交通空白」地点  
**462** (44.9%)

早急に要対策  
**252** (24.5%)

要対策  
**210** (20.4%)



上記のほか、**未然防止が必要な地点(要モニタリング地点)：146地点** (14.2%)

### <課題類型別>



タクシー等二次交通  
サービスの提供

早急に要対策 **188**  
要対策 **147**



(または)



わかりやすい  
情報発信

早急に要対策 **135**  
要対策 **271**

### <訪日客向け調査>

- リストアップ調査と並行して、訪日客が多く利用するアプリで、交通に関する「お困りごと」を調査 (回答数：1,105件)
- 訪日旅行中に交通手段の利用で「困ったことがあった」との回答は**約20%**
- 「バスの頻度が少なかった」「混雑していて乗れなかった」「ウェブサイトや経路検索アプリで検索できなかった」といった具体的な声をリストアップ調査に反映

# 国土交通省における「交通空白」解消の取り組み

- 人口減少や高齢化による免許返納が進展。買物、医療、教育など様々な日常サービスを支える地域交通の役割はますます高まる一方、地域鉄道・路線バスの運転者の不足、減便や廃止により、地域交通は危機的な状況
- 日本版・公共ライドシェア等の新しい移動手段のほか、鉄道・バス・タクシー・デマンド交通等あらゆる移動手段を総動員しながら、「交通空白」を解消していく必要

## 国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：国土交通大臣）



- ① 「地域の足対策」と「観光の足対策」
  - ② 「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」のバージョンアップと全国普及
- |          |        |          |        |
|----------|--------|----------|--------|
| R6. 7.17 | 第1回本部  | R7. 2.25 | 第3回幹事会 |
| R6. 8. 7 | 第1回幹事会 | R7. 4.24 | 第4回幹事会 |
| R6. 9. 4 | 第2回本部  | R7. 5.30 | 第4回本部  |
| R6.10.30 | 第2回幹事会 | R7. 9.10 | 第5回幹事会 |
| R6.12.11 | 第3回本部  | R7.12.19 | 第5回本部  |

- ローカル鉄道
- バス
- 乗用タクシー
- 日本版RS
- 公共RS
- 乗合タクシー
- AIオンデマンド
- 許可・登録を要しない輸送

## 高市内閣総理大臣 施政方針演説（R8.2.20抜粋）



**（八）地域未来戦略**  
 地域交通や物流を維持するため、中継輸送やDXの推進、多様な主体による協業を促す枠組みの創設を通じ、交通空白やドライバーなどの担い手不足の課題解消に取り組みます。

## 「交通空白」解消に向けた取組方針2025（概要）※骨太の方針2025にも本施策を位置づけ

### 目今の「交通空白」への対応

<b>地域の足</b> 約2,000地区	実施中 548地区 準備中 854地区 検討中 655地区	<b>観光の足</b> 約460地点	早急に要対策 252地点 要対策 210地点
-------------------------	--	-----------------------	---------------------------------

集中対策期間（R7～9）後  
 リストアップされたすべての地区・地点で  
**「交通空白」解消に目途**

### 「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくり

集中対策期間後も見据え、自治体等における体制構築を推進

<b>体制構築基本目標</b> 3か年で300市町村 都道府県ごとにモデル地域を創出	<b>共同化目標</b> 3か年で100件	<b>都道府県目標</b> 3か年で47都道府県
--	--------------------------	-----------------------------

※ 未然防止が必要な地区（要モニタリング地域の足1,632地区・観光の足146地点）にも先手先手で対応

## 国による総合的な後押し

**地方運輸局等による 首長訪問・事業者との橋渡し・伴走支援**

地方運輸局等により、首長等への直接訪問や自治体担当者との事務打合せ、交通事業者等との橋渡し・調整、都道府県と連携した説明会の開催等を実施

首長への訪問  
(熊本県人吉市)

事業者への働きかけ  
(山口県タクシー協会)

**制度・事例等に係る情報・知見の提供**

自治体業務の補完・省力化を推進し、「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを支援するため、ガイダンスやポータルサイト、カタログ等の支援ツールを提供

MOBILITY UPDATE PORTAL  
(実務者向け支援ツール)

国土交通大学校での研修  
(データやGISの活用等の研修)

**実証・実装等に向けた十分な財政支援**

予算面や体制構築(広域調整、担い手づくり等)を必要とする取組に対して、各種支援メニューにより、「交通空白」解消に向けた取組の実装や持続可能な体制づくりを後押し

スクールバスへの地域住民の混乗に係る実証事業(京都府京田辺市)

複数施設での共同送迎システムによる運行実証事業(岡山県玉野市)

## 「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム (R8.2.13 : 1,409会員)

第1回プラットフォーム発足 (R6.11.25) → 第2回プラットフォーム (R7.3.19) → さらなる官民の取組実装に向けて

発足時の総会に計500名超が参加

平井鳥取県知事ほか各界からの講演

カタログによるマッチング支援

パートナー企業からのご発表

パイロット・プロジェクトの展開 (5分野30プロジェクト)

## 新たな制度的枠組みの構築 共同化・協業化、自治体の体制強化、観光の足とのハイブリッド化等

バス協調・共創プラットフォームひろしま

能登地域における広域連携のイメージ

- ・広島市とバス事業者8社で、協調・共創プラットフォーム(一般社団法人化)を立ち上げ、共同運営システムを構築。データを活用した企画立案・システムや車両の共有等を実施
- ・奥能登2市2町で広域で共通のAIオンデマンド交通の導入
- ・広域運営体制を構築することにより、圧倒的な担い手不足に対応

○ 取組方針2025で定めた「交通空白」解消の目標に向け、全国10か所の運輸局・運輸支局による、**首長等訪問（伴走支援）**を昨年より継続的に実施。集中対策期間（令和7年度～令和9年度）の目標達成へ、さらなる取組の推進を行った。

【伴走支援】



○ 首長等訪問

第4回「交通空白」解消本部以降  
（令和7年5月30日～12月15日）

**400自治体**



▲石川県内灘町



▲宮城県山元町

【取組方針2025】

○「交通空白」地区・地点の目標

	(令和7年5月時点)	(令和9年度目標)
地域の足	実施中 548	<b>実施中 1,500</b>
	準備中 854	<b>準備中 500</b>
	検討中 655	<b>検討中 0</b>

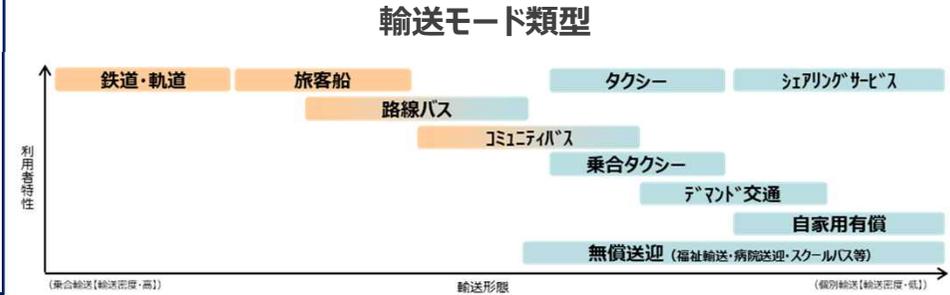
	(令和7年5月時点)	目標
観光の足	早急に要対策 252	<b>令和7年度中に着手</b>
	要対策 210	<b>集中対策期間内に 順次着手</b>

○ 要モニタリング地区・地点の目標

	(令和7年5月時点)	(令和9年度目標)
要モニタリング地区	1,632	<b>先手先手で対応</b>
要モニタリング地点	146	「交通空白」に陥らないよう、地域公共交通計画へ位置づけや、関係者による協議の場の立ち上げ・伴走支援

# 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト(令和7年度)概要

「交通空白」の早期解消・持続可能な地域交通の実現に向け、地域の暮らしと一体として捉え**地域の多様な関係者が連携**して行う「**共創型交通**」や「交通空白」の早期解消に向けた**地域の取組の立ち上げ支援**のほか、地域の公共交通のり・デザインを加速化する「**モビリティ支援人材の育成・確保**」や、複数の交通サービスをまとめ、その利用データの地域での利活用等に繋げる「**地域交通DXの推進**」を支援。



## 1. 「交通空白」解消緊急対策事業

事業採択 **240** 件 (総数)

- 「交通空白」を抱える地域において、「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援
- 補助率：500万円まで定額、500万円を超える部分は2/3（上限1億円）等

## 2. 共創モデル実証運行事業

事業採択 **157** 件 (総数)

- デジタル技術等も活用し、**官民共創**（自治体・交通事業者間の連携・協働）、**交通事業者間共創**（複数事業者・モード間の連携・協働）、**他分野共創**（医療・教育・エネルギーなど交通以外の分野との垣根を越えた連携・協働）により取り組む事業や共創を支える仕組みづくりを支援

➢ 補助率：

A 中小都市、過疎地など (人口10万人未満の自治体)	B 地方中心都市など (人口10万人以上の自治体)	C 大都市など (東京23区・三大都市圏の政令指定都市)
500万円以下は <b>定額</b> 、500万円超部分は <b>2/3</b>	補助率 <b>2/3</b>	補助率 <b>1/3</b>

## 3. 日本版MaaS推進・支援事業

事業採択 **39** 件 (総数)

- **複数の交通モードにおけるサービスを1つのサービスとして**、デジタルを活用して提供したうえで、**データの連携・利活用等**により、地域が抱える様々な課題の解決に取り組む事業に対する支援

➢ 補助率：

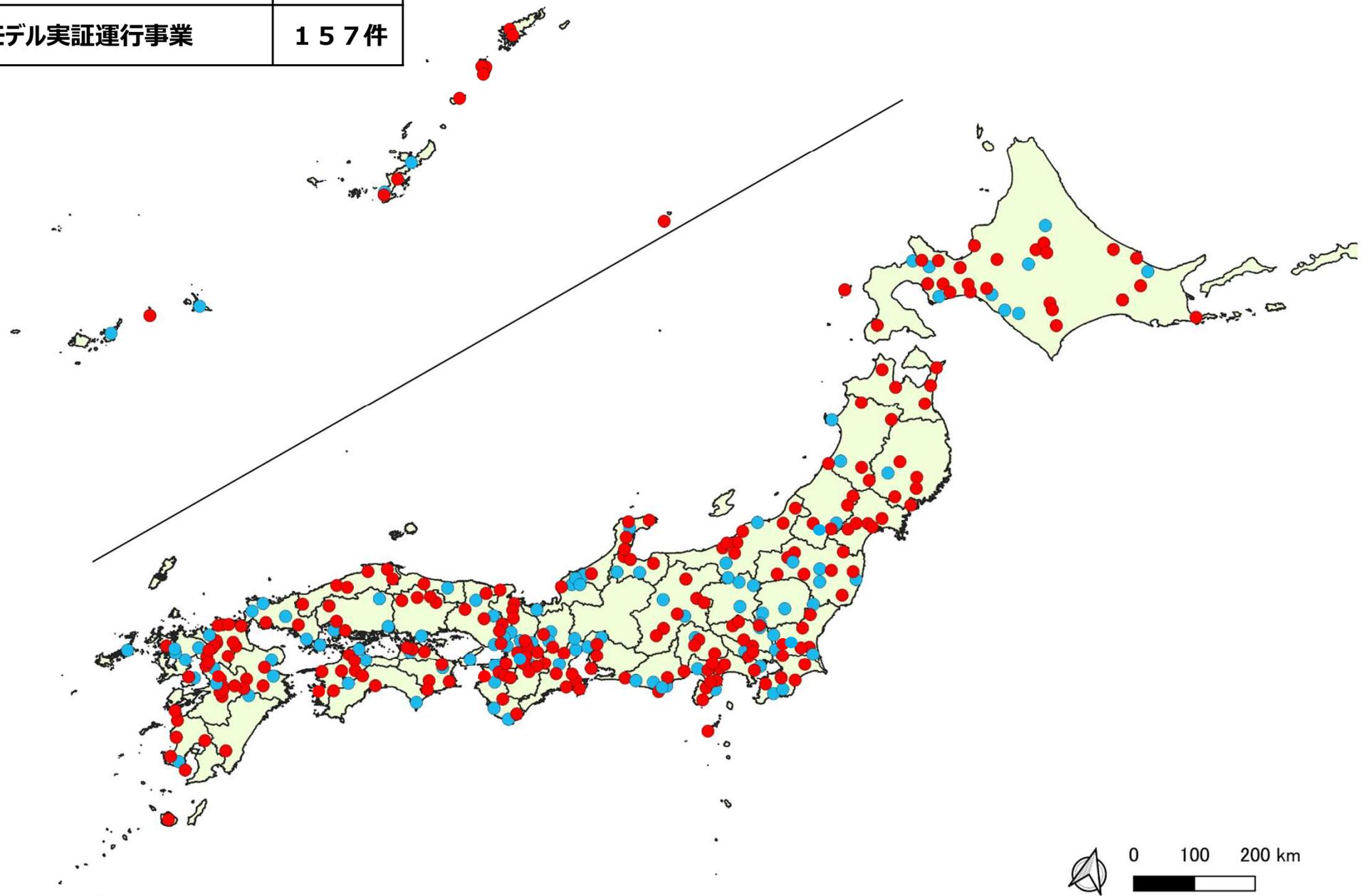
A 中小都市、過疎地など (人口10万人未満の自治体)	B 地方中心都市など (人口10万人以上の自治体)	C 大都市など (東京23区・三大都市圏の政令指定都市)
500万円以下は <b>定額</b> 、500万円超部分は <b>2/3</b>	補助率 <b>2/3</b>	補助率 <b>1/2</b>

## 4. モビリティ人材育成事業

事業採択 **61** 件

- 地域公共交通のり・デザインを推進するため、**モビリティ人材**（地域交通と他分野の連携を推進するコーディネート人材、地域交通のマネジメント人材、デジタル活用等により地域交通を支援する人材など）の**育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業に対する支援** ※定額（上限3,000万円）

●	「交通空白」解消緊急対策事業	240件
●	共創モデル実証運行事業	157件



## 概要

### ▶ 目的

「交通空白」に係るお困りごとを抱える自治体、交通事業者と、様々な資源を持つ幅広い分野の企業・団体群の連携・協働体制を構築し、「交通空白」解消に向けて、「地域の足」・「観光の足」を確保するため、実効性かつ持続可能性のある取組を全国規模で推進する。

### ▶ プラットフォーム会員

- 「交通空白」に係るお困りごとを抱える自治体や交通事業者
- 「交通空白」の解消に貢献する高い意欲を持つパートナー企業または団体※ 等

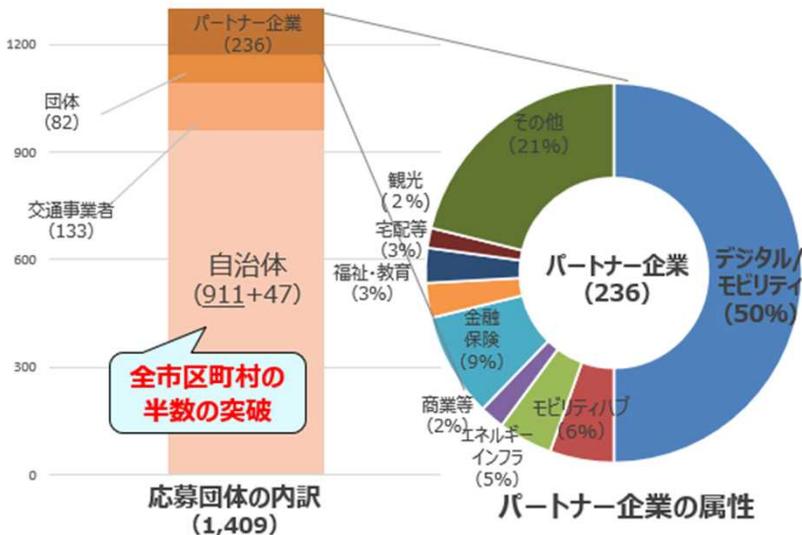
※インバウンド、若者、女性、障がいをお持ちの方等の視点からの取組にも留意

### ▶ 主な取組

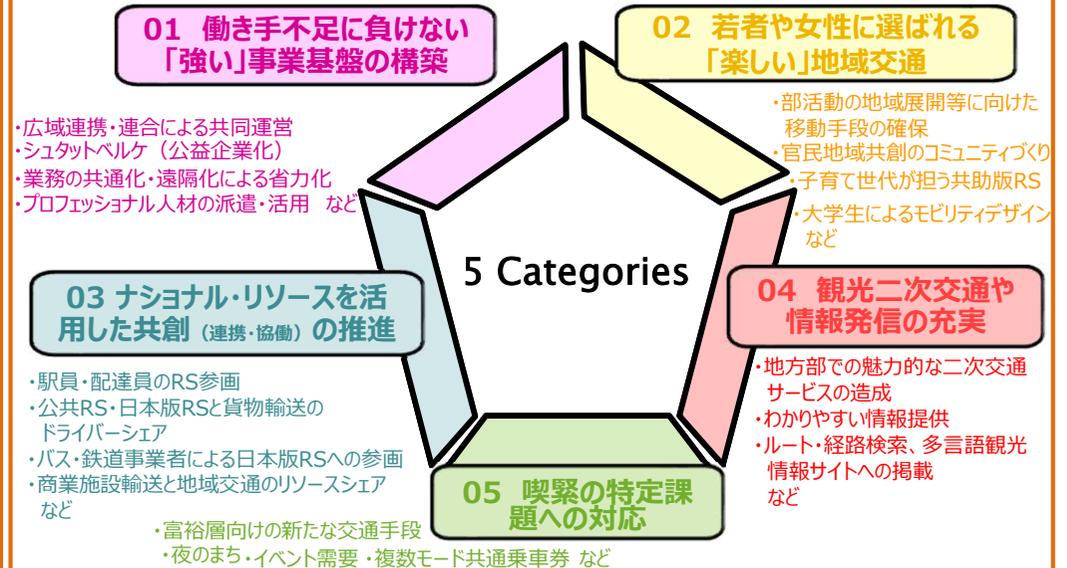


## 体制 (R7.12.31)

- 第1回会合 (R6.11.25) 後、プラットフォームの会員公募を開始。
- これまで、「交通空白」解消に向けたソリューションを話していただくピッチ・イベントの開催及び会員企業等が主催するイベントにプラットフォームとして協力・参加するスピノフ・イベントの募集・開催。
- R7.2.13時点での参加団体は合計**1,409**に増加。R6.11の発足時167から大きく体制が充実。
- 今後も会員は随時募集。



## パイロット・プロジェクト概要



- 人口減少・働き手不足の下において、地方の「暮らし」と「安全」を守る基盤である地域交通を守るため、**従来の発想を超える地域交通の「新しいカタチ」を官民で創出すること**とし、2030年頃を見据え、**全国展開・実装が期待される新しい仕組み (運営、技術・サービス、システム、人材等) の構築**に取り組む。
- これまで**計30件の実証事業を公表・展開してきた**ところ、今後も各事業の課題や成果を広く共有しながら、リーディングモデルを全国的に横展開していく。

- 「交通空白」解消に向けた取組がさらに進展するよう、お困りごとを抱える自治体や交通事業者とパートナー企業とのマッチングを図るべく、全国6都市にて対面形式のマッチング・イベントを開催。
- 参加者合計：**745名（395団体）**（内、自治体・交通事業者：**333名（191団体）**）
- イベント参加に対する**満足度90%超え。**（回答数（全会場参加者）：274）



## とりまとめの内容

### 1. 共同化・協業化の推進

- 担い手不足をはじめ供給面の制約から地域旅客運送サービスの提供に課題が生じている状況に対応するためには、交通事業者、交通事業者以外の関係者（施設送迎）、地方公共団体の共同化・協業化を進めていくことが必要。
- 「交通空白」等について、地域の輸送資源をフル活用して解消するため、運転者等の担い手や車両等に関して、地方公共団体が司令塔役として主体性を発揮して交通事業者間や施設送迎サービスの提供者等から協力を得る等、地域の関係者が連携してその実情に応じた適切な形態による運送サービスの提供を図る事業を、地域交通法の地域公共交通特定事業として新たに創設し、手続の特例、事業の計画的な実施義務を措置するなど制度的な対応を講じるべきである。
- 航路事業において、船舶の法定検査期間中の運休・減便回避のため、他の事業者から代替運航や船舶の貸渡しの協力を得て運航の確保を図る事業を、地域交通法の地域公共特定事業として新たに創設するなどの制度的な対応を講じるべきである。
- これに加え、共同化・協業化に係る体制整備や設備投資のため財政投融資も含めた財政上の支援により、これらの取組を強力に推進すべきである。

### 2. 地方公共団体を支援する外部組織の活用

- 地方公共団体が地域交通施策に取り組む上で、人員やノウハウの不足が大きな課題となっている。
- 関係者の連携・調整を図りながら地域交通施策の推進に貢献する外部組織「連携促進団体（仮称）」が、地方公共団体を補完する存在として役割を果たせるよう、法定協議会への参加や地域公共交通計画の検討・提案が行えるようにするなど、地域交通法において制度的な位置づけを規定すべきである。

### 3. 公共ライドシェアの実施主体

- 広域での輸送ニーズに対応するため、一部事務組合、広域連合、都道府県等も公共ライドシェアの実施主体に追加することを検討すべきである。

### 4. データの利活用

- データの外部への共有やアクセス範囲などのプロセスをガイドラインで明確化しつつ、地方公共団体が交通事業者等にデータ提供を求めることができることを明確化する。
- 地方公共団体等のルール遵守を前提に、交通事業者等が、その必要性・重要性に鑑み、地方公共団体からの求めに協力し、地方公共団体と交通事業者等の両者が緊密に連携して地域交通の持続可能性の確保に努めていくことが極めて重要である。
- こうした観点から、このデータ提供等の協力要請に関し、特にその必要性が高い一定の場合に限っては、地域交通法において、正当な理由がある場合を除き要請に応じることとするを、規定することが望ましい。その際、事業経営や競争に関わる事項の取扱いに留意すべきである。

## とりまとめの内容

### 5. 法定協議会の運営

- 交通事業者が路線等の休廃止に係る情報提供を事前に行うように努め、代替交通の確保に係る協議を行うこととすることを、地域交通法の基本方針において明確化するなどの措置を検討すべきである。
- 法定協議会の議決方法について、関係者の意見聴取の機会を確保したうえで、多数決も含めて協議会の議決を行うことが可能な旨を同基本方針において明確にし、迅速かつ効果的な意思決定ができるような協議会運営ができるように検討すべきである。

### 6. 観光需要を踏まえた相乗効果の発揮

- 地域公共交通計画の策定に当たって、地域住民の移動とあわせて、観光客の移動のための需要を考慮することを、地域交通法の基本方針において明確化すべきである。

#### <開催実績>

令和7年6月27日	第1回	地域公共交通の現状、本検討会での検討事項・論点、関係者ヒアリング
8月25日	第2回	検討事項・論点の整理、関係者ヒアリング
9月29日	第3回	とりまとめ（素案）、関係者ヒアリング
12月16日	第4回	とりまとめ（案）
12月26日		とりまとめ（公表）

#### 委員・臨時委員

##### <委員> ◎は部会長

池之谷 潤	全日本交通運輸産業労働組合協議会議長
大井 尚司	大分大学経済学部門教授
大串 葉子	同志社大学大学院ビジネス研究科教授
清水 希容子	島根大学材料エネルギー学部教授
須田 義大	東京工科大学片柳研究所教授 未来モビリティ研究センター長
竹内 健蔵	東京女子大学現代教養学部教授
羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
原田 文代	株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員
◎山内 弘隆	一橋大学名誉教授

##### <臨時委員>

阿部 守一	長野県知事
石田 東生	筑波大学名誉教授
加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科教授
河合 優子	西村あさひ法律事務所弁護士
神田 佑亮	呉工業高等専門学校 環境都市工学分野教授
熊谷 雄一	青森県八戸市長
越 直美	三浦法律事務所弁護士
中村 文彦	東京大学大学院 新領域創成科学研究科特任教授
松井 一實	広島県広島市長
吉田 樹	福島大学経済経営学類教授、 前橋工科大学学術研究院特任教授

#### オブザーバー

渡邊 一陽	一般社団法人日本民営鉄道協会副会長・ 地方交通委員会委員長
伊藤 敦子	東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役副社長
金田 学	第三セクター鉄道等協議会会長
田端 英明	公益社団法人日本バス協会 地方交通委員会委員長
田中 亮一郎	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー 連合会副会長・地域交通委員会委員長
有村 和晃	一般社団法人日本旅客船協会副会長
池上 明子	一般社団法人全国自治体ライドシェア 連絡協議会理事

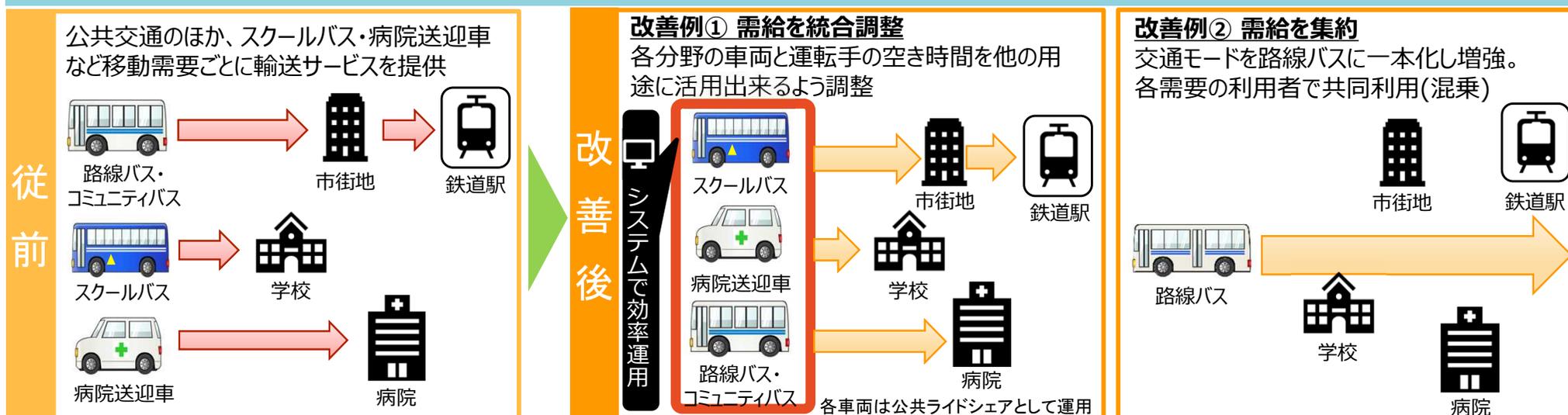
このほか、国土交通省関係部局及び関係省庁も参画

# 第221回国会（特別会）提出予定法律案

件名	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案
要旨	<p>近年における地域旅客運送サービスを取り巻く厳しい状況に鑑み、その持続可能な提供の確保に資する関係者の連携と協働による取組を一層推進するため、地域公共交通特定事業について、休廃止されたバス路線等における運送を地方公共団体の支援により再び実施する事業及び法定の検査に伴い旅客船による運送が一時的に休止する航路がある場合における利用者の利便を確保する事業を追加するほか、鉄道事業再構築事業の内容を拡充する等の措置を講ずる。</p>
国会提出 予定時期	令和8年3月中旬

- 人口減少・高齢化に伴い、**公共交通の担い手不足による供給制約**が強まる一方、医療・福祉・教育・買物等生活に不可欠な分野のサービスの持続性確保のため、**病院・学校等の統合・集約**が急速に進展し、**移動需要は増大**。
- 移動手段を確保して地域の暮らしを安定させるため、**交通とこれら分野の連携の一層の強化**が急務。
- **データ活用等によりこれら分野に係る移動の需給を集約化・統合調整**し、あらゆる**地域輸送資源**（交通事業者に加え、これら施設が保有する施設送迎に係る人員・車両等）の**フル活用**を推進。

## 「地域輸送資源のフル活用」のイメージ



## 「地域輸送資源のフル活用」を進めるための支援措置

### ○ 新たな制度的枠組みの構築

交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会「とりまとめ」(R7.12.26)

『バス・タクシー・公共ライドシェアに係る「交通空白」等について、**地域の輸送資源をフル活用**して解消するため、運転者等の担い手や車両等に関して、地方公共団体が主体性を発揮して**交通事業者間や施設送迎サービスの提供者等から協力を得る等**、地域の関係者が連携してその実情に応じた適切な形態による**運送サービスの提供を図る事業**を、**地域交通法の地域公共交通特定事業として新たに創設**し、手続の特例、事業の計画的な実施義務を措置するなど制度的な対応を講じる』

### ○ 先進的プロジェクト等に対する支援

- ・ 「交通空白」解消パイロット・プロジェクト
- ・ 地域交通DX「COMmmONS」



⇒**先進的なプロジェクト等に対し、** **COMmmONS**  
**国の積極的な関与により実現を後押し**

**本省**  
において

厚生労働省・文部科学省・スポーツ庁等と連携し、取組や課題を共有しつつ、政府全体から現場まで**各階層にわたる他分野連携**を促進。

**運輸局**  
において

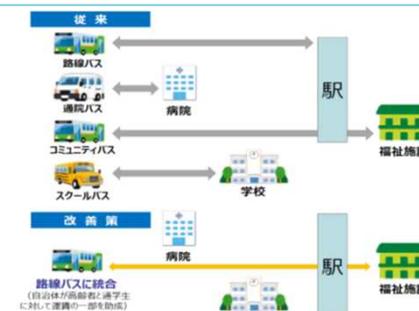
自治体の庁内連携も含めた地域における**他分野連携を促進**し、**好事例となる事業の創出**により地域の困りごとの解決に向けて伴走支援。

「地域輸送資源のフル活用」の事例

○ 複数の移動需要を路線バスに統合

＜茨城県常陸太田市での運行効率化＞

路線バス、コミュニティバス、通院バス、スクールバスが異なるサービス水準で重複運行し、公的負担の増加が課題であったところ、市内公共交通の再編に当たって、路線バスに集約（混乗化）することで運行の効率化を実現し、輸送に係るリソースの効率化と公的負担抑制を実現。



○ 多様な主体の参画による地域公共交通の共創

＜岐阜県白川町・東白川村での交通再構築による経費節減・利便性向上＞

運転手不足で高校生の通学が不可能となる危機に対して、町村・交通事業者・病院・住民等が協力し、①路線バスの再編、②鉄道や路線バスに接続する公共ライドシェアの導入（時間帯によりスクールバス車両も活用）、③路線バスや公共ライドシェアへの通院バス機能の統合により、地域公共交通ネットワークを再構築。



○ 部活の足から地域の足へ拡大

＜奈良県平群町の地域総合スポーツクラブ＞

部活動の地域展開に対応し、地元バス会社と連携して地域の総合スポーツクラブへ通うバス事業の実証を開始。

その後、児童園児のアフタースクールへの移動や地域住民の生活交通、高齢者の外出支援へとサービスの幅を拡大中。



○ システム活用による送迎車両の運用共同化

＜群馬県みなかみ町のほか全国数カ所で同時実証＞

福祉・観光・教育施設等の送迎車両の運用を共同化。簡素に操作できる共通システムの活用により、配車調整を自動化・省力化。

各施設の運営負担を軽減、介護、教育、生活の質を同時向上。



複数の宿泊施設の利用客を共同で送迎  
(群馬県みなかみ町)

- 交通と他分野連携による地域輸送資源のフル活用を広く展開していくためには、**交通分野に係る全体の計画策定から現場での実務に至るまで様々な場面で、医療・福祉・教育等各分野の関係者が参画し、地域での議論や意思決定が進められる環境を構築していくことが重要。**
- このため、国土交通省においては、以下の通り、**本省・地方運輸局を挙げて、あらゆる機会を捉えて関係省庁との連携に積極的に取り組んでいる**ところ。

## ▶「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」 ……> 関係省庁参画の下、各分野と交通の連携を議論・指針等を策定

- 各省** 「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」において**厚生労働省**、**文部科学省**ほか関係省庁の連携の下、デジタルを活用しつつ、交通のリ・デザインと地域の社会的課題解決を一体的に推進するため議論<令和5~6年に6回開催>
- 各省** 実現会議とりまとめを踏まえ、「地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針」を策定のうえ、**医療（厚労省）**、**介護・福祉（厚労省）**、**教育・スポーツ（文科省）**等の各分野と交通との連携に係る**通達**をそれぞれ**国交省と所管省庁の連名で発出**<令和6年6月28日指針策定、以降随時通達発出>

## ▶会議等参加・施策連携 ……> 情報共有・意見交換により連携に向けた具体的取組を推進

- 教育** 「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム ピッチ・イベントにおいて、**スポーツ庁**から「部活動の地域展開等に向けた移動手段の確保」について取組紹介<令和7年8月7日>
- 医療** **厚生労働省医政局**「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」（第6回）において、国土交通省から「地域医療構想実現のための交通連携」について取組紹介<令和7年10月31日>
- 各省** 「地方創生実現のための公共交通ネットワークの再構築を目指す議員連盟」（第22回）に、**厚生労働省医政局・老健局**、**文部科学省初等中等教育局**、**スポーツ庁**が参加<令和7年11月11日>
- 教育** **スポーツ庁**「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において、部活動の地域展開に向け、「交通部局とスポーツ部局等との連携による、スクールバス等の活用や地域公共交通との連携」等、部活動場所への移動手段確保の取組例を提示<令和7年12月22日>
- 教育** **文部科学省初等中等教育局**「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議」（第8回）において、国土交通省から「交通と教育・医療・福祉等他分野連携による地域輸送資源のフル活用」について取組紹介。**同会議の「議論のまとめ素案」**において、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の改定への方向性として、「スクールバスを導入する場合、教育委員会と交通部局等とが連携し、地域一体となった交通手段の確保策を検討することが重要」である旨記載<令和8年1月16日>

## ▶地域における協力の仕組み ……> 現場関係者同士の連携・交流を促進

- 福祉** **中国運輸局と中国四国厚生局（健康福祉部 地域包括ケア推進課）**との間において、両局共同での伴走支援や定期的な意見交換、説明会の共同開催、「福祉×交通」の特設ページ開設等、福祉分野と交通分野の一層の連携強化を図るための「**連携協定**」を締結<令和8年1月14日>

## 【事業者や自治体の更なる連携・協働の推進】

### バス協調・共創プラットフォームひろしま（広島県広島市）

- コロナ禍による収支悪化や運転者不足により事業者単独での事業の継続が困難であることを踏まえ、令和6年4月1日に、市とバス事業者が参画するプラットフォームを立ち上げ（令和7年法人化）。
- **データ分析に基づく路線の最適化や各社の人材のプラットフォームへの集約による企画立案の高度化等の共同事業**に加え、E Vバス等導入・充電設備等整備計画の策定などの取組を進めている。

＜共同運営システム（広島モデル）のイメージ図＞



（出典）「共同運営システムによる乗合バス事業の再構築に向けた基本方針」

### 民間企業の協力（鳥取県鳥取市）

- 運行主体の負担軽減と持続性の向上のため、鳥取市内の地区ごとに**6つの運行主体が実施している自家用有償旅客運送**について、その**運行管理業務を一括してマネジメント**するとともに、運行主体への助言等の支援を実施。

#### 地域主体型交通の一元管理イメージ

自家用有償 運行団体（NPO、まちづくり協議会等）



運営面の補助

運行の一元管理を支援

鳥取市 交通政策課

連携

日野自動車(株)

運行管理を統合し、運行団体の負担軽減+平準化を実現

（出典）「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム第1回会合 日野自動車株式会社講演資料



### 交通以外の分野との協力（群馬県下仁田町）

- 下仁田町では、小中学校統廃合を機に、**交通事業者の運行面での協力**の下で、**乗合バスを自治体運行の公共ライドシェアに変更し、スクールバスと運行体系を統合**。
- **朝夕はスクールバスとして運行され、住民も無料で混乗可能**。それ以外の**空き時間帯を公共ライドシェアによるコミュニティバス（しもにたバス）として運行**。

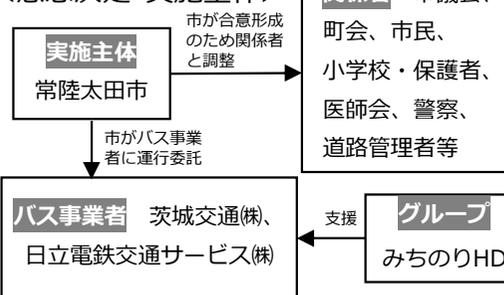


（出典）下仁田町公表資料

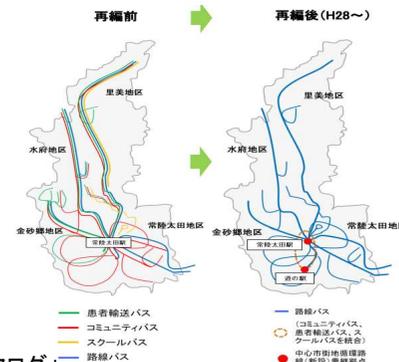
### スクールバス・コミュニティバス等の集約（茨城県常陸太田市）

- 路線バス、コミュニティバス、患者輸送バス、スクールバスが運行していたが、運行ルート、運行時間が重複して非効率な状況で、市の負担額も年々増加。
- 平成28年10月から、**コミュニティバス、患者輸送バス、スクールバスを路線バスに統合し、運賃体系の見直しを行い、効率的な運行を実現**。

＜意思決定・実施主体＞



（出典）国土交通省「地域の関係者による連携・協働のカタログ」



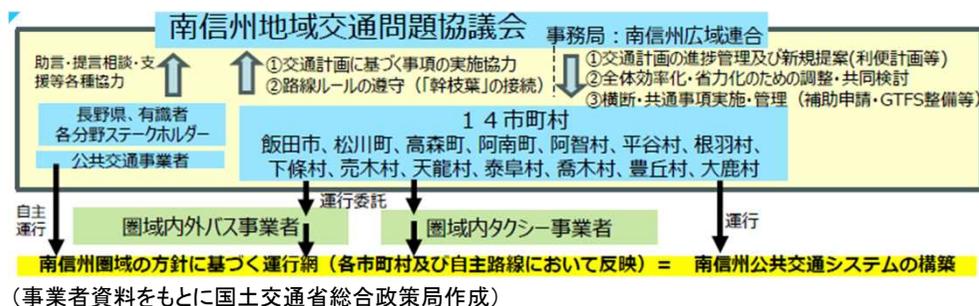
# 事業者や自治体の更なる連携・協働の推進の取組事例②

## 【事業者や自治体の更なる連携・協働の推進】

### 南信州広域連合（長野県南信州地域）

- **エリア運行管理組織に拠る共同運営化の推進**として以下の取組を実施
- ・圏域内のヒト・モノ・コトの集約化による効率性、利便性向上の可能性についての調査
- ・路線、サービスの見直し
- ・人材の斡旋、運転者確保

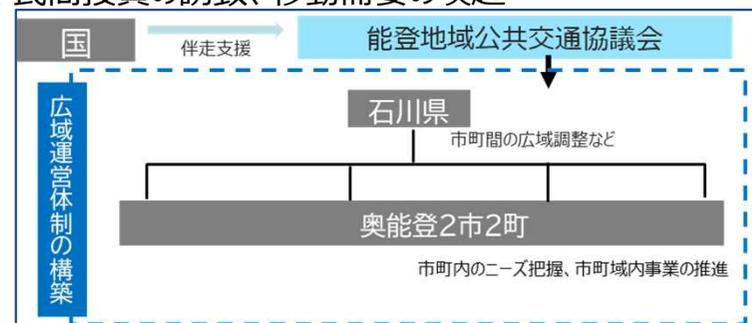
※圏域内の運営組織により一元的な運行管理、運転者管理、予約・配車



### 能登地域公共交通協議会（石川県等）

- **新たに社団法人を作る又は既存団体を活用し、限られた輸送資源を最大限に活用した持続可能な地域交通を実現する**ため、以下の業務を行う体制を確立。
- ・交通ネットワークの統合・広域管理マネジメント
- ・**共同配車センター・コールセンターの運営**
- ・**運転手・車両の共同管理**
- ・財源の確保、民間投資の誘致、移動需要の喚起

<スキーム図>

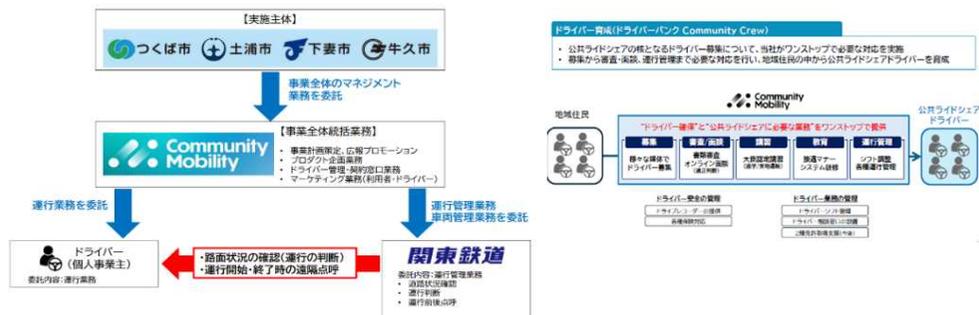


（出典）令和7年6月3日 馳浩 石川県知事記者会見資料

### 地域連携公共ライドシェア（茨城県つくば市等）

- **4市（つくば市、土浦市、下妻市、牛久市）共同で広域公共ライドシェアを運行**
- 運行管理業務、車両管理業務を一括で委託
- ドライバー募集から研修等も共同で実施

<スキーム図>



（出典）「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム第2回会合 Community Mobility社講演資料

# 「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開

(令和7年度補正・令和8年度予算)

- 急速な人口減少・少子高齢化により、運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少する一方で、免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大。
- 地域の「暮らし」と「安全」を守るための基盤としての地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のリ・デザインを引き続き全面展開する。『「交通空白」解消に向けた取組方針2025』に基づき、集中対策期間における全国約2,500の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。

**地域公共交通確保維持改善事業等**  
**令和7年度補正 352億円、令和8年度 206億円**

- ・ 社会資本整備総合交付金（地域交通関係）  
 : 令和7年度補正 510億円の内数、令和8年度 4,597億円の内数
- ・ 鉄道施設総合安全対策事業費  
 : 令和7年度補正 50億円の内数、令和8年度 45億円の内数
- ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備  
 : 令和7年度補正 78億円の内数、令和8年度 19億円の内数

## 「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

### 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

- 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保
    - 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し  
 (運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援)
    - 『「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム』パイロット・プロジェクト推進  
 (複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等)
    - 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化  
 (地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)
    - デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進
  - 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援
    - 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援
    - 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援
  - 財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）
- ※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施



複数事業者による共同化



公共ライドシェア

- 集中対策期間における「交通空白」解消
  - デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保の後押し  
 (調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援)

## 訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

- 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）
  - 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
  - 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
  - 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

## 自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

- 自動運転の事業化に向けた重点支援
- 地域交通DX(COMmmmons等)による生産性等の向上  
 (システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)
- EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

- ローカル鉄道再構築  
 (再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援)
- 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）  
 (地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援)



ハイブリッド気動車イメージ  
新造車両・ICカードの導入

## 地域公共交通の維持・確保等

- 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等
  - 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
  - パリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援
  - 地域鉄道における安全対策
  - 安全に問題があるバス停の移設等

令和7年度補正予算を活用し、「交通空白」解消に向けた地域の移動手段の確保等に対する支援のほか、**共同化・協業化**、**デジタル技術を活用した高度サービスの実装（地域交通DX）**、**地方公共団体の体制整備**等を幅広く支援し、持続的な地域公共交通の確立を推進。

**【地方公共団体の負担分について、新たに特別交付税措置を創設（1.または2.のみ）】**

※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの参加が要件※

## 1. 「交通空白」解消タイプ

### POINT

商業・福祉・教育等の  
他分野の関係者が実質的に  
運行に関わる場合、  
**定額の引き上げ**  
(上限750万円)

- **全国に約2,500存在する「交通空白」解消**に目処をつけるため、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から運行までトータルで支援**
- 補助率：**500万円まで定額**、500万円を超える部分は**2 / 3（上限1億円）**  
※東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は1 / 3（定額無し）

## 2. 共同化・協業化促進タイプ

### POINT

複数の自治体・交通事業者で  
共同でのサービス提供を行う  
事業について、**重点的**に支援

複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への**運送サービス提供者**による地域旅客運送サービスの**共同化・協業化等も通じた連携の取組**により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業を**調査から運行までトータルで支援**

- 補助率：**1,000万円まで定額**、1,000万円を超える部分は**2 / 3（上限1億2,000万円）**

## 3. 地域交通DX推進タイプ

### POINT

**国の定める標準仕様**に基づき、**デジタル技術活用**による事業者・他分野連携を支援

- 事業者・事業種の連携・協働により**複数のモビリティデータの統合及び活用**や**国の定める標準仕様に基づくシステム統合**、**標準業務モデルの導入**など、**デジタル技術を活用した高度サービスの実装**を支援
- 補助率：地方公共団体の規模に応じて**1 / 2 ~ 2 / 3（上限1億円）**  
※人口10万人未満の自治体は500万円まで定額

## 4. モビリティ人材・組織育成タイプ

### POINT

持続可能な地域交通を  
実現するための  
**組織の立ち上げ**も支援

地方公共団体が行う「交通空白」を生み出さない**持続可能な地域交通を実現するための体制整備**に必要な、企画・立案や交通事業者・地元住民等の関係者との調整等を行う**人材や組織の育成**等を支援

- 補助率：**定額（上限3,000万円）**



○ 「『交通空白』解消に向けた取組方針」に基づき、令和7～9年度の集中対策期間において、全国に存在する「交通空白」解消に目処をつけるため、**「交通空白」地区等において**、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から運行までをトータルで支援**。

## 対象主体

**地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等  
又はこれらを含む協議会・連携スキーム**

- ※ 「交通空白」リストアップに記載のある地域を実施エリアに含む事業を対象とする。
- ※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※ 地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする。



▲各地の取組例  
左：被災地へのデマンド交通導入（石川県輪島市）  
右：交通結節点からの「観光の足」確保（熊本県人吉市～鹿児島県霧島市）

## 補助対象経費



① 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用  
(ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料等)



② サービス提供のために必要となる輸送施設の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、  
③ サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費  
(輸送施設の設置、リースによる取得、仕切板・ドライブレコーダー等の設置等の改造、運転者を募集するための広告費用等)



④ サービス提供に際し実施する要する費用  
(運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討等)

## 補助率

**500万円まで定額、それを超える場合は2 / 3（上限1億円）**

- ※ 東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は補助率1 / 3（定額無し）
- ※ 車両購入に係る費用については定額補助の対象外（車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限る）
- ※ 商業・福祉・教育等の他分野の関係者が実質的に運行に関わる（人的・物的・金銭的）場合、定額の引き上げ（上限750万円）



- 運転者等の担い手不足に伴い減便・廃路線が相次ぐ中、**複数の地方公共団体や交通事業者等の共同化・協業化を推進**する事業を支援することで、交通サービスの**導入・運行の効率化を促し、持続可能な地域交通の実現を図る。**
- 運転者等の地域の輸送資源を複数の自治体や交通事業者で共同してサービス提供を行う事業については、地方公共団体・協議会・交通事業者等による通常の公共ライドシェア等の導入と比べて**重点支援**。

## 対象主体

**地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等又はこれらを含む協議会・連携スキーム**

- ※ **2以上の地方公共団体又は交通事業者が主体**となり、自治体間または交通事業者間が連携して事業を実施する場合に限る  
(地方自治体は、そのすべてが「交通空白」リストアップ調査への回答が必須。また、交通事業者は、施設等への運送サービス提供者を含み、地域内の事業者が連携して旅客運送サービスを実施するものも対象とする)
- ※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※ 輸送施設、運転手、システム等の輸送資源を共同してサービス提供している場合に限る
- ※ 地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする

## 補助対象経費

- ① 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用  
(ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料等)
- ② **輸送資源の共同化の体制構築に係る経費 (有識者招聘を含む)**
- ③ 共同で使用する輸送施設やICTシステムの導入 (共同化に伴うシステムの改修・共有化を含む)、ドライバー確保等に係る経費
- ④ サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費
- ⑤ 輸送資源を共同してサービス提供する場合の運行経費 等



## 補助率

**1,000万円まで定額、それを超える場合は2/3 (上限1.2億円)**

※ 都道府県の主導のもと、2以上の地方自治体が共同でサービスを提供することを予定している場合、補助対象経費のうち①・②については定額の引き上げ (上限2,000万円)

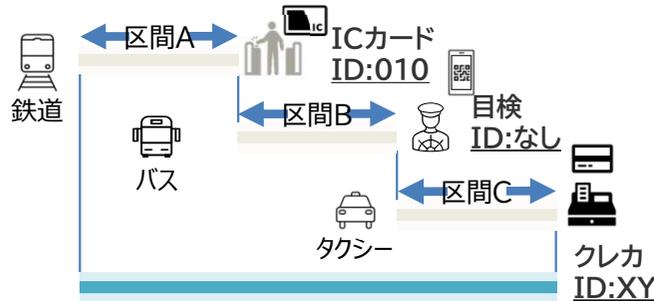


- 「移動の足」の確保や外出機会創出、公共交通分担率向上など持続可能な地域交通を実現するため、**連携・協働によるデータ活用やシステム統合、業務プロセス標準化など、共同化・協業化を円滑化する観点から事業者・事業種を横断したDXを加速し、事業生産性やサービス品質の向上を実現していく必要。**
- このため、事業者・事業種の連携・協働により**複数のモビリティデータの統合及び活用や国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入**など、**デジタル技術を活用した高度サービスの実装を推進。**

## 事業概要（補助対象経費）

### ① データ統合によるモード横断のデータ活用

交通モードごと/事業者ごと/決済手段ごとに分断されているデータを統合するため、標準データ仕様に準拠した共通ID化や認証システム改修などを支援



サービス/決済手段を横断するデータ統合を実現

### ② システム統合による業務効率の向上

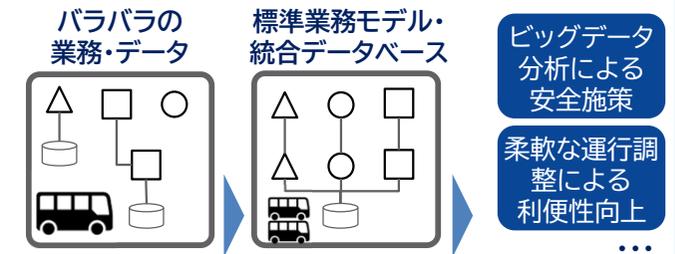
タクシー配車管理システムやデマンドバス配車システムなど多様化するシステムの連携・統合による業務効率向上を推進するため、標準APIの導入を支援



標準APIによりタクシーやデマンドバスの配車アプリ-配車管理Sysを統合・一元化

### ③ 標準業務モデルの導入によるサービス品質向上

データ活用等によるオペレーションの高度化などサービス品質向上を推進するため、標準業務モデルに基づくシステムリプレイス及び標準システム導入を支援



標準データモデルの導入によるオペレーションの高度化

## 事業要件

### 【補助対象事業者】

複数の都道府県、市町村、民間事業者による共同事業体又はこれらを構成員とする協議会  
※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。

### 【補助対象経費】

- ・ システムの開発・購入・利用・改修費用
- ・ システム導入に伴い発生するその他費用（研修、マニュアル作成等）
- ・ 地域交通へのキャッシュレス導入費用
- ・ 交通情報のデータ化に要する費用
- ・ 効果検証等のための調査経費 等

### 【補助率】

A 中小都市、過疎地など  
【人口10万人未満の自治体】

500万円まで定額、  
500万円を超える部分については2 / 3  
（上限1億円）

B 地方中心都市など  
【人口10万人以上の自治体】

2 / 3  
（上限1億円）

C 大都市など  
【三大都市圏の政令指定都市】

1 / 2  
（上限1億円）



- 全国の「交通空白」を解消するとともに、**新たに「交通空白」を生み出さない体制を整備**するため、地方公共団体において、効率的な地域交通への見直しを含む**企画・立案**を行い、交通事業者や地元住民等の**関係者との調整**を進める**人材・組織の育成**等を行う取組への支援を行う。

## 対象主体

- **地方公共団体**又は地方公共団体を含めた**協議会**（都道府県が主体となり市区町村の職員等を対象に実施する場合も含む）
- **地方公共団体と連携し**、当該地方公共団体への知識・スキル等の習得を実施する**事業者** ※**首長からの推薦が必須**
  - ※ 「交通空白」リストアップ調査へ回答している地方公共団体を対象とする取組に限る。
  - ※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
  - ※ 地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする。

## 補助対象経費

地方公共団体等が行う持続可能な地域公共交通を実現するために必要な**企画・立案を行う人材又は組織を育成する事業**に要する経費  
 (①・②については、いずれかの実施を必須とする) ※必須

**①組織の立ち上げ支援に関する費用** ※設備投資は対象外  
 …人材採用経費、業務マニュアルの整備、立ち上げ期の人件費（年度内に限る）、交通事業者や住民への周知・ブランディング 等

**②持続的な地域交通の検討に関する費用**（地方公共団体又は地方公共団体を含めた協議会が発注し導入・実施するものに限る）  
 …現地調査、データ購入・データベース構築・GISデータ化、データ分析委託・ツール導入 等



**③人材育成に関する費用**  
 …ワークショップ運営費、外部講師謝金、教材作成費 等

**④関係者との連携体制構築に関する費用**  
 …会議開催経費（有識者謝金、会場使用料、旅費等）、住民説明会、アンケート 等

**⑤外部専門人材の登用**  
 …事業目的・課題解決のために適切なノウハウやスキルを有する外部人材を登用する際の**人件費（費用の半額）**

## 補助率

定額補助（上限3,000万円）

「交通空白」解消に向けた「地域の足」の確保等に対する取組について、**新たに特別交付税措置を創設。**

## 国庫補助

（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開事業）

### 「交通空白」解消タイプ

➤ 全国に約2,500存在する「交通空白」解消に目処をつけるため、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を調査から実証運行までトータルで支援

➤ 補助率：500万円まで定額、500万円を超える部分は **2 / 3**  
（上限1億円）

※東京23区及び三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は1 / 3（定額無し）

### 共同化・協業化促進タイプ

➤ 複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者による地域旅客運送サービスの共同化・協業化等も通じた連携の取組により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業を調査から実証運行までトータルで支援

➤ 補助率：1,000万円まで定額、1,000万円を超える部分は **2 / 3**  
（上限1億2,000万円）

## 特別交付税措置

国庫補助（「交通空白」解消タイプ又は共同化・協業化促進タイプ）を受けて実施する取組に係る地方負担について、特別交付税措置

**措置率（0.8×財政力補正）**

ただし、以下の①～③の取組については、

**措置率（0.5×財政力補正）**

- ①「地域の足」に係る「交通空白」の解消を対象としていない取組（「観光の足」に係る「交通空白」解消のみを対象としている取組など）
- ②道路運送法第78条第3号に基づく「日本版ライドシェア」の取組
- ③「交通空白」解消タイプのうち、東京23区及び三大都市圏の政令指定都市を対象とする取組

（注）

- ・ システム構築費、車両費等などの運行に直接関連がある費用が対象。（基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用などは対象外）
- ・ 国庫補助上限に合わせて特別交付税対象に上限を設定。

※「地域交通DX推進タイプ」及び「モビリティ人材・組織育成タイプ」には特別交付税措置なし

# 「交通空白」解消に向けて

＜公募期間R8.2.27～3.27＞

## 「交通空白」解消等リ・デザイン 全面展開プロジェクト（補助金）

「交通空白」解消など「リ・デザイン」の全面展開に向け、以下の補助メニューにより支援。

- ・「交通空白」解消タイプ
- ・共同化・協業化促進タイプ
- ・地域交通DX推進タイプ
- ・モビリティ人材・組織育成タイプ

＜夏頃＞

## 第6回「交通空白」解消本部

「交通空白」解消の進捗および新たな「交通空白」を把握し、次期施策の指針となる「取組方針2026」を策定

＜国会提出時期：R8.3中甸＞

## 地域公共交通の活性化及び 再生に関する法律の一部を改正 する法律案

**「交通空白」解消に向け、  
引き続き様々な取組を展開！**

対面形式のマッチング・イベントを  
次年度開催も検討

＜R8.2.2～2.27＞

## 「交通空白」リストアップ調査

「地域の足」・「観光の足」について、令和7年からの進捗状況を確認するため、再度リストアップ調査を実施。

＜春頃＞

## 地域輸送資源のフル活用（直轄）

スクールバス、医療・福祉施設の送迎車両など地域の輸送資源のフル活用の推進に向けた事業を公募予定

御清聴ありがとうございました。



公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」